

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

10. 会議の経過

令和6年9月17日（火）午前10時00分開議

○委員長（内田美恵子君） ただいまから教育福祉常任委員会を開会いたします。

本日は、今定例会において付託されました議案8件、請願3件について審査いたします。

これより請願について審査いたします。

請願第5号、現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出を求める請願について。

本件につきましては、請願者から意見陳述したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。請願第5号を審査するに当たり、田中なつみさんを参考人として出席を求め、意見を聞きたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） 御異議ないものと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

（参考人着席）

○委員長（内田美恵子君） 田中さんに申し上げます。意見陳述の時間は5分間となっております。

それでは、田中さん、意見陳述をお願いいたします。

○参考人（田中なつみ君） 私は、社会保障推進我孫子市協議会の田中と申します。

国に現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出をしていただけますように請願を出しましたので、御審議をよろしくお願いいたします。

政府は現行の健康保険証を12月2日に廃止して、マイナ保険証に一本化することを決めました。任意であるはずのマイナンバーカードの取得及び健康保険証との一体化は、マイナンバーカードを事実上強制することになるのではないのでしょうか。任意の制度を普及するために健康保険証を廃止するというには全く道理がありません。

厚生労働省が健康保険法の省令から健康保険証の交付義務規定を削除することについて、今年の6月のパブリックコメントに寄せられた5万3,000件あまりの意見、その意見のほとんどが保険証廃止に反対、マイナンバーカードに対する不安の声だったとのこと。個人情報漏えいする不安を持つ人、マイナンバーカードの必要性を感じない人などが多いのです。

マイナ保険証の利用率が数%に低迷する中、政府は8月末まで期間を延ばし、マイナ保険証利用促進月間と位置づけ、推進する病院には40万円の支援金を出すなど必死に取り組みましたが、マイナ保険証の利用率はやっと11.3%という低率です。

厚労省はマイナ保険証の利用が少ない医療機関に対して、患者がマイナ保険証を使う機会を奪っているとして、規則違反になると脅かしています。そして、10月からマイナ保険証利用率に応じて診療報酬を加算するなど、医療機関にマイナ保険証の利用を強いるように方針を出したようです。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

国民は他人の医療情報が提示されたり、命と健康に関わるトラブルが多発するマイナ保険証を使いたくないのです。政府は、マイナ保険証を持たない国民に対しては、資格確認書を発行するから大丈夫、資格確認書は当分の間、申請がなくても発行するとしていますが、当分の間が過ぎれば、資格確認書は5年ごとに役所に行って自分で更新しなくてはならないのです。申請主義が原則なのです。

高齢者や障害者など資格確認書の申請手続きが困難な人は多く、申請主義は無保険者を生むという批判は大変大きいものがあります。全国保険医団体の調査によると、1,200か所あまりの特養ホームや老人保健施設などの9割が代理申請には対応できないと回答しています。保険料を払っていて保険資格があるにもかかわらず、保険診療を受けられないことがあってはなりません。

国民保険制度を守り、誰もが必要なときに必要な医療が受けられるためのマイナンバーカードもマイナ保険証も任意であることを徹底して、現行保険証が存続されるよう国に向けた意見書を提出していただけることを求めて、請願者の発言を終わります。

○委員長（内田美恵子君） 田中さんありがとうございました。

以上で参考人の意見陳述は終わりました。

参考人に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

参考人に対する質疑を打ち切ります。

請願第5号、現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

○紹介議員（船橋優君） おはようございます。紹介議員の船橋優です。よろしく申し上げます。

ただいまの請願のとおり、国民の不安は大変大きく広がっています。マイナ保険証の利用率は、この7月時点で僅か11%にとどまっています。残りの約89%の人は、今までの保険証を使っています。

埼玉県の保険医協会のアンケートでは、保険証を廃止することについて、保険証は残すべきとの回答が84%を占めています。また、健康保険証の存続を求める地方議会の意見書は、県では岩手県、あと札幌市、静岡市とほか177区市町村で、市町村の180で可決されています。ちなみに千葉県では、東庄町、鋸南町、御宿町で可決されています。

国民は、特に個人情報の漏えいについて心配しています。またマイナ保険証の利用に対応し切れず、医院を閉院させる選択をせざるを得ない医療機関が一定数出てきています。

不安の声が広がっています。なぜ今のままではいけないのでしょうか。

請願よろしくお願いたします。簡単ですけど、以上です。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（内田美恵子君） 以上で紹介議員の説明は終わりました。

紹介議員に対する質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

紹介議員に対する質疑を打ち切ります。

請願第5号、現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出を求める請願について、発言があれば許します。

○委員（岩井康君） 私は請願第5号、現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出を求める請願について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

保険証廃止とマイナ保険証への一本化によって、無保険が大量に発生するという事実やマイナ保険証の他人ひもづけ事案の深刻さ、介護支援を必要とする高齢者や障害を持つ方々が、マイナンバーカードの取得や利用から事実上排除されている問題等々浮き彫りとなっています。野党議員だけではなく、与党議員からも問題点として広がってきています。

世論調査でも7割を超える国民が保険証の廃止撤回、延期を求め、ほぼ全ての新聞が社説でマイナンバーカードの運用停止をと主張しています。

国民皆保険制度の根幹を崩して、現行保険証を廃止し、資格証明書の窓口負担を増やすなどのペナルティーを設けて、マイナンバーカードの取得、利用を強要する政府の姿勢、そしてマイナンバーカードをめぐるトラブル頻発の背景には、あめとむちをかざして強引なカード普及策を推進してきています。

政府が保険証を廃止してマイナ保険証に一本化していこうと突き進む根本には、公正・公平な負担と給付を求めると言って、徴税強化と社会保障の削減をしていく狙いや、国民の医療情報を民間企業に開放して、データの利活用を財界・大企業のもうけの種にしていく狙いがあります。

高齢者や障害を持つ国民にとっては、マイナンバーカードの取得が極めて困難である事実が明らかとなり、マイナ保険証によるオンライン資格確認は僅か4%にとどまり続ける中、現保険証の廃止に固執する岸田内閣に批判が高まっています。

厚生労働省は、23年度補正予算で、マイナ保険証の利用促進を進める措置を盛り込みました。マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援217億円、マイナ保険証の利用が進まないのは、メリットの乏しさやマイナ保険証に対する不信にあります。多忙な医療機械に、マイナ保険証をお持ちですかと働きかけることを押しつけ、奨励金のようなやり方でマイナ保険証の利用勧奨を促すものです。

地方自治体の基本は、地域住民の安心・安全な生活を確保することです。国が決めた事だからだけではなく、毅然とした立場が重要です。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

私からの意見陳述です。以上です。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

請願第5号に対する発言を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前10時13分休憩

午前10時13分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

請願第6号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

○紹介議員（木村得道君） 貴重なお時間を頂戴いたしまして、教育福祉常任委員会に付託されました請願第6号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める請願について、簡単に御説明をさせていただきます。

義務教育は憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものであります。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基礎づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度であります。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育に必要な経費のうち最も重要となる教職員の給与費について3分の1を国が負担します。そして、残りの3分の2を都道府県及び政令都市で負担をしています。現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちを取り巻く教育環境にも格差が生じています。

国民に等しく義務教育を保障するという観点から言えば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠であり、仮にこの制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに引下げられた場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることが必至であると考えられています。

今回の請願者である子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会は、略称を子ども支援千葉県連絡会といい、県内教育長協議会や小学校・中学校長会、高等学校長協会や特別支援学校長会、公立学校教頭会、養護教諭会、学校栄養士会、その他小中高のPTA連合会など県内21の教育関係団体で構成する組織であり、その前身は2003年に時の政府の三位一体改革により、国庫負担金を4兆円規模で廃止・削減する方向性が打ち出された際に、義務教育費国庫負担制度も例外なく全廃を含む見直しが検討されたことを契機にして、2004年4月に当時の県

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

内の教育関係に関わる12団体が結集して、義務教育費国庫負担制度を守る千葉県連絡会として全国に先駆けて結成されたものであります。

現在の子ども支援千葉県連絡会は、中央の組織と共に連携し、文部科学省や財務省をはじめとする国の機関に対し、毎年国庫負担制度の堅持を求める意見書を国の関係機関に提出をしており、今年度も県内の市町村議会でも請願活動を行っているところであります。

説明は以上となりますが、子どもたちの教育機会の確保はもとより、義務教育の基礎づくりのための重要な制度でもある義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出を求める請願について、御採択いただきますようお願いを申し上げます、請願第6号の説明に代えさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（内田美恵子君） 以上で紹介議員の説明は終わりました。

紹介議員に対する質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

紹介議員に対する質疑を打ち切ります。

請願第6号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める請願について、発言があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

請願第6号に対する発言を打ち切ります。

請願第7号、「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める請願について、紹介議員の説明を求めます。

○紹介議員（木村得道君） では引き続きまして、請願第7号、「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める請願について、こちらも簡単に御説明を申し上げます。

請願者につきましては先ほどと同じ、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会によるものであります。

教育は、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っています。しかしながら、社会の変化とともに、子どもたち一人一人を取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子どもたちの安全確保等の課題が山積しているのも事実であります。

また全国各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生し、能登半島の地震が物語っておりますけれども、災害からの復興はいまだに厳しい状況でもあります。

そんな状況であったとしても、子どもたちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現させるために

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

は、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。そのためにも、この国における2025年度の教育予算の拡充も非常に重要な取組になっていくと考えております。

今回のこの請願者でもあります子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会は、こちらの要望も毎年国に教育予算拡充に関する意見書提出をしております。今年度も、こちらのほうも県内の市町村議会でも請願活動を進めているところであります。

また、この団体は、先ほどは構成団体のそれぞれの関係機関・団体にも署名運動を行っておりまして、これについては、千葉県知事に対して教育予算拡充等を求める要望書として、今、署名活動をしておりまして、先日もある中学校の体育祭でPTAの役員の皆様が、御参加されている保護者の皆様に署名の協力をお願いするような場面も見ておりましたけれども、こういった取組をさせていただいておりますし、本年は12月に熊谷知事にも届ける予定となっております。

以上、簡単な説明となりましたけれども、子どもの健康と安全を守り、子ども一人一人に行き届いた教育を実現するためにも、教育予算の拡充が必須でありますので、国における2025年度教育予算拡充に関する意見書提出を求める請願について、御採択いただきますようお願いを申し上げます。請願第7号の説明に代えさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（内田美恵子君） 以上で紹介議員の説明は終わりました。

紹介議員に対する質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

紹介議員に対する質疑を打ち切ります。

請願第7号、「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める請願について、発言があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

請願第7号に対する発言を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時22分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

請願に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

これより順次採決いたします。

請願第5号、現行の健康保険証の存続を求める意見書の提出を求める請願について、願意妥当と認め、採択するに賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（内田美恵子君） 起立少数と認めます。

よって、請願第5号は不採択とすべきものと決定いたしました。

請願第6号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める請願について、願意妥当と認め、採択するに賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（内田美恵子君） 起立全員と認めます。

よって、請願第6号は採択すべきものと決定いたしました。

請願第7号、「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める請願について、願意妥当と認め、採択するに賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（内田美恵子君） 起立全員と認めます。

よって、請願第7号は採択すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時29分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

これより議案について審査いたします。

議案第2号、我孫子市西部福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○高齢者支援課主幹（三井美穂君） それでは、議案第2号、我孫子市西部福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。

議案書の5ページをお開きください。

初めに提案理由です。

近年の利用者の減少に伴い、我孫子市西部福祉センターを廃止するため提案するものです。

続いて、我孫子市西部福祉センターの廃止に至る経緯について御説明いたします。

市内には老人福祉センターつつじ荘と西部福祉センターの2か所の老人福祉センターがあります。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

両施設とも老朽化が進み、今後も安全に施設を維持していくためには大規模な改修工事など多大な費用を要することが見込まれています。

一方で、施設の利用者数は高齢者の生活様式が多様化したことや、近隣センターなど高齢者が利用できるコミュニティ施設の整備が進んだことなどにより、高齢者人口が増加しているのに反して減少傾向にあります。

このような状況を踏まえ、両施設の利用状況、老朽化の状態などを総合的に考慮しながら、高齢者福祉事業としての最適な在り方について、費用対効果を含め検討し、2館を1館に統合する老人福祉センターの在り方方針を作成しました。

方針の決定に至る中で、第9期介護保険事業計画・第10次高齢者福祉計画に係るアンケート、あびこeモニター制度を活用したアンケートなどにより、市民ニーズを把握し、さらには行政改革推進委員会が行った行政事業点検により、外部有識者の意見、提言をいただきながら総合的に検討を進めてきました。また、西部福祉センターの利用者には、4月に意見交換会を行い、5月には両施設の利用者を対象に老人福祉センターの在り方方針についてのパブリックコメントの回答を踏まえた説明会を行いました。

利用者からの施設存続を望む声もありますが、利用者の減少及び固定化が進んでいることや、施設の老朽化による維持コストのさらなる増加が見込まれていることなどから、市としては今後も市民全世代のニーズに適応しながら、持続可能な財政運営を進めていくためには事業の縮小が適当であると判断しました。令和6年度末をめどに1館に統合することとし、統合先についてはおおむね市の中心に近いエリアに位置していることに加え、西部福祉センターの約3倍の収容能力のあることを勘案し、つつじ荘としました。

なお統合に際しては、西側の地域からつつじ荘にアクセスしやすいバスの運行などを検討していきます。

議案書の6ページを御覧ください。

附則ですが、施行期日は令和7年4月1日を予定しています。

最後に、西部福祉センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてのパブリックコメント、令和6年7月9日から8月7日まで実施し、利用者20人の方から主に西部福祉センターの存続を望むことなどについて50件の意見がありました。

以上で説明は終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（日暮俊一君） 説明ありがとうございます。

西部福祉センターは30年の経過なんですけれども、この間、高齢化は進んで、高齢者の人数は

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

どんどん、どんどん増えてきたと思うんですね。それで、減少ということなんですけれども、これはやむを得ないなど。それで、このピーク時ですね、どのぐらいの利用者がおったか、この数字、まずちょっと教えてもらえませんかでしょうか。

○高齢者支援課長（長島公子君） 西部福祉センターは、ピーク時が平成5年になりまして、延べ利用者数は4万2,798人、1日平均利用者数は160人となっています。

令和5年度については、延べ利用者数が2万688人、1日平均利用者数76人ですので、高齢者数は年々増加していますが、利用者数は半減している状況になっています。

○委員（日暮俊一君） ありがとうございます。

それと固定化しているという実情ですね。延べもそうなんですけれども、実質の利用者数ですね。これもデータがありましたら、ちょっとピーク時を教えてくださいなんですけど。

○高齢者支援課長（長島公子君） ピーク時の実人数はないんですけれども、令和5年は191名、令和6年度175人となっています。

○委員（江川克哉君） 先ほどの御説明にもありましたけれども、送迎バスを運行されるということなんですけれども、どのように運行される予定でしょうか。

○高齢者支援課主幹（三井美穂君） つつじ荘のみとなった場合については、西側の地域からつつじ荘にアクセスしやすいバスの運行などを検討していきます。現時点では未定となっています。

○委員（江川克哉君） 西部福祉センター御利用者の方からすれば、西部福祉センターからバスが運行されるというようなことが望ましいと思われるんですが、その点についてはこれから検討するという事でよろしいですか。

○高齢者支援課主幹（三井美穂君） 西部の地域の方が利用しやすいように、できるだけ現行のバスを維持していく形で、つつじ荘にも行きやすいようなルートを検討していきたいと考えています。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

それと、つつじ荘に統合された場合、今まで西部福祉センターを御利用された方がつつじ荘に行くわけなんですけれども、つつじ荘の更衣室が狭いというような御指摘もありまして、その点についてはどのように対応する予定でしょうか。

○高齢者支援課主幹（三井美穂君） 更衣室そのものの広さを変えるというのは、壁を壊したりとかという構造上なかなか厳しいところはあるかもしれないですが、できるだけ使いやすいような形で整備したりとか、もしもあまりにも人数が多いというような事態になりましたときには、使い方、時間、コロナのときに行っていたような形で予約を入れるとか、運用のほうで少し検討していきたいと考えています。

○委員（江川克哉君） ぜひその点使いやすいような御配慮をよろしくお願いします。

それと今質問させていただいた送迎バスとか更衣室のことで、恐らく説明会に来られていない方

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

が結構いらっしゃって、いや、そういった話は聞いていないと、送迎バスは出るのかということとか、更衣室のことも検討していることとかを御存じない方がいらっしゃるようなんですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○高齢者支援課主幹（三井美穂君） パブリックコメントの回答などについては、ホームページにも掲載していますし、西部福祉センターには100部ほど回答のほうをお持ちしています。それでも足りないというところであれば、さらに追加して西部福祉センターの窓口に分かりやすい形で設置もしくは掲示など考えていければと考えています。

○委員（江川克哉君） 基本的に御利用者の方って高齢者の方なので、なかなかホームページを見てくださいっていうのは難しいと思いますので、ぜひ掲示していただいて簡単な読みやすい形で説明をしていただいて、安心できるような体制づくりを何とぞよろしくお願い致します。

私のほうからは以上です。回答結構です。

○委員（岩井康君） 私のほうは、今年の7月9日付で頂いた資料、つつじ荘と西部福祉センターの概要というのが入っていますけれども、そういう中で見てみますと、2018年から2023年までの利用者数等々も出ているんですが、これを見る限りでは、急激に減少したということまでにはなっていないように思うんですが、このあたりについてはどのように見たらいいのかについてお知らせください。

○高齢者支援課主幹（三井美穂君） 直近5年分ぐらいでありますと、西部福祉センターのほう、平成31年度で3万8,000人ぐらい。それで、その後ちょっとコロナが入りまして、それでかなり人数は落ちました。ただ、令和4年度からは徐々に回復はしているんですが、やはりここがいらっしゃっている方って比較的固定化しているようなところがあるのかと思われまして、その方たちがちょっとお年を取られまして、今度だんだんまた令和4年、5年になってもなかなか戻ってこられないような状況にあるのかなと分析はしております。

なので現時点では、まだコロナ前の水準には戻ってきていないという分析をしております。

○委員（岩井康君） ありがとうございます。

その表をさらに見ていきますと、西部福祉センターのほうの利用者が多いところがあるんですね。そういったところもありますし、確かに広さでいえば3倍のつつじ荘ですから、許容の量としては、人数としては広いわけですけれども、このあたりについてはいかがなものかなというふうに思ったんですが、このあたりどうなんでしょうか。西部福祉センターのほうが多いところがね。

例えば、2023年で見てみますと1万9,700人が西部福祉センターで、つつじ荘が1万8,400人というようなことになっていますね。こういったところからいっても、必ずしも西部福祉センターが減ったというばかりではないなということですね。

○高齢者支援課長（長島公子君） 委員のおっしゃるように、必ずしも西部福祉センターが減った

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

というわけではなく、つつじ荘もピークは平成15年で、そこがやっぱり4万3,000人ぐらいいまして、徐々に減っているというのがありますので、両館とも人数は減っています。

それで、確かに収容人数とかそういったところでも、つつじ荘1館というところが出ているんですけども、参加者の実人数で、どの地域から来ているというところを分析してみると、西部福祉センターは、我孫子地区、北地区と南地区で85%が、参加者がその地区に限定してしまっていて、それであと天王台地区、湖北地区はいるんですけども、布佐・新木地区はもう全く来ていない状況というのも、この4月、5月分析してみると見られておまして、あとつつじ荘については、我孫子北地区からも、湖北台地区がやっぱり多いんですけども、湖北地区が4割程度なんですけれども、あとは我孫子地区、布佐地区、新木地区と満遍ない地域から来ているということも特徴というか、その利用者の固定化というところでは、つつじ荘のほうが分散しているかなというふうには見ております。

○委員（岩井康君） ありがとうございます。

それで、つつじ荘の1館にしていくということなんですけれども、実は、一昨昨年の夏に我孫子はゼロカーボン宣言していますよね。それで風呂を沸かす熱源が、つつじ荘の場合は何を使っていますか。

○高齢者支援課主幹（三井美穂君） 重油です。

○委員（岩井康君） 重油だということは聞いているんですが、重油というのはCO₂を排出するわけですよね。そういう点で、ここを改善できないものかということですね。例えば1館にする場合であっても、改善して安心・安全のつつじ荘にしていくことはいかがなものでしょうか。

○高齢者支援課主幹（三井美穂君） 給湯施設につきましては、つつじ荘のみとなった場合、令和7年度から大規模修繕等を考えておまして、その中で給湯施設についても検討していき、もし、そういった整備をし直すということであれば、CO₂削減になるようなものに替えていくということとは検討していきたいと考えています。

○委員（岩井康君） ぜひとも、それは実現をしていただきたいというふうにお願いをして、私の質問を終わります。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第2号に対する質疑を打ち切ります。

議案第3号、我孫子市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○こども発達センター副所長（石山憲子君） それでは、議案第3号、我孫子市こども発達センタ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

一の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書の7ページを御覧ください。

提案理由は、児童福祉法の一部改正により、児童発達支援センターの類型が一元化されたことから、条文を整備するため提案するものです。

児童福祉法改正以前は、児童発達支援センターについて地域における中核的な役割を果たすことが期待されていたものの、果たすべき機能や一般の児童発達支援事業所との役割分担が明確ではありませんでした。

また、障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けることができるよう、障害種別ごとに分かれた給付体系をできる限り一元化しましたが、児童発達支援センターは、療育が必要な障害児等を対象とする福祉型と、肢体不自由児等を対象とする医療型に分かれ、障害種別ごとによる類型とされていました。

しかし、今回の法改正に伴い、福祉型と医療型の2類型に分かれていた児童発達支援センターについて類型が撤廃され、児童発達支援が一元化されました。

議案書の8ページ、第1条を御覧ください。

児童発達支援センターの一元化に伴い、地域の障害児の健全な発達において、中核的な役割を担う機関として、発達に支援が必要と認められる児童に対し、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者と、その他の関係者に対し、相談、専門的な助言、その他の必要な支援を行うことを目的とする施設であることが明確化されました。

そのため、第1条に規定されている目的を改正し、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につながるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図ります。

第3条を御覧ください。

児童発達支援センターの類型が一元化されたため、法第43条第1号に規定されていた福祉型児童発達支援センターを法第43条に規定する児童発達支援センターに改めるものです。

議案書9ページ、第6条を御覧ください。

社会福祉法第77条は、利用契約の成立時の書面の交付についての規定となっているため、条文を整備するものです。

児童福祉法の改正は令和6年4月1日から施行され、令和9年3月31日までの3年間の経過措置期間が設けられています。しかし、我孫子市こども発達センターは、福祉型の指定を受けていますが、従前より肢体不自由児や医療的ケアが必要なお子さんへ必要な療育や医療的ケアを提供できるよう体制を整えてきたことから、こども発達センターにおける発達支援について、条例の一部改

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

正を伴う影響がないため、この条例は公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（甲斐俊光君） 御説明ありがとうございました。

こども発達センターは、より高度な難しい対応することになるということです。これ最後の説明は、従前より体制を整えて準備していたということなんですけど、こういう改正を見据えてこのような体制を整えてきたのか、それとも自然にそういうふうになったのか、どういうふうな理由でこうなったのか教えてください。

○こども発達センター所長（三澤由紀子君） 特にこの改正を見据えて体制を整備してきたということではなく、我孫子市の発達支援の中核を担うこども発達支援センターとして、専門職、心理相談員や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を順次そろえて、ひまわり園のほうに関しては医療的ケアのお子さんもいらっしゃいますので、看護師のほうも配置をしてということで独自に市のほうで配置を進めてまいりました。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。

私も視察などでも対応したことはあるんですが、他市からも視察に来るようなこども発達センターの仕組みだったなんていうふうに理解しているんですけども、この改正に伴って、例えば、より高度な人材を新たに職員を入れなければいけないですとか、そういった人的補充など、そういうことも考えていらっしゃるのでしょうか。

○こども発達センター所長（三澤由紀子君） 改正に伴って人員配置を変えるとかということは今のところ検討はしていないんですけども、この改正に伴いまして、地域の支援であったり、地域の民間児童発達支援センターの支援であったりとか、家族に対する家庭への支援だったりというあたりを強化するよというということで、国のほうからもお話がありましたので、その辺を今後事業の中で進めて、さらにいい支援をしていきたいなというふうには考えております。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。

また学校、あと幼稚園、保育園なんですけど、やっぱり発達障害を持つお子さんが非常に増えているという現状もありまして、利用者もこれから増えてくるのかなと思うんですけど、将来的な利用者の予想っていうのはどのように考えていらっしゃいますか。

○こども発達センター所長（三澤由紀子君） おっしゃるとおり、多分、保育園だったり幼稚園だったり学校だったりということで、支える先生たちの視点も多分上がってきているのかなと思っていまして、それで発達支援のお子さんが増えているということもあるのかなというふうに思っております。ちょっと数字のほうは出してはいないんですけども、子どもの人数は多分我孫子市とし

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

て減っていくのではないかとおられますけれども、発達に支援が必要なお子さんについては増えていくんだろうというふうに私どもも思っております、健康づくり支援課のほうの健診とかにも専門職を派遣したりしておりますので、さらに早期発見に努めていきたいなというふうに思っております。

○委員（江川克哉君） 今回の改正で、改正後の条文の８ページの真ん中の辺に太い字であるんですけれども、先ほど御説明にもありました家庭への支援をしていくというようなことがありましたけれども、その太い字で書いてある、条文に規定する「指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う」ということなんですが、もう少し具体的に説明をしていただいてもよろしいでしょうか。

○こども発達センター所長（三澤由紀子君） その他の指定障害児通所支援事業所というのは、主に我孫子の場合、民間の児童通所支援事業所なんですけれども、これまでも事業者のほうからお子さんに対する対応についての相談とかがあったときには、関わっている心理相談員であったり、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士が、状況把握に事業所のほうに出向くということは時々あったんですけれども、その辺に関してちょっと力を入れていきたいなというふうに考えておまして、今、児童通所支援の部会というのがありますので、そこで、こども発達支援センターとして専門職がそろっているの、どんな支援を望んでいますかというところを、今、投げかけているところですので、事業者側が望んでいるような形での支援を深めていきたいなというふうに思っています。

具体的には、やはり困りごとに関して専門職を派遣して、その困りごとを改善していくというような形になるのかなというふうに思っております。

○委員（江川克哉君） 御丁寧な説明ありがとうございます。

すみません細かなことで申し訳ないんですけど、指定障害児通所支援事業者というのは、いわゆる放課後デイサービスとかでよろしいのでしょうか。

○こども発達センター所長（三澤由紀子君） おっしゃるとおり放課後等デイサービスも含まれて、児童発達支援事業とあって、放課後等のデイサービスを使う以前の就学前のお子さんの事業所も含まれます。その事業所に関しては、両方指定を受けてらっしゃるところもあります。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。

これまでよりも非常に有効な支援を何とぞよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第３号に対する質疑を打ち切ります。

議案第４号、我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

めます。

○文化・スポーツ課長補佐（永田正三君） それでは、議案第4号、我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の10ページをお開きください。

初めに提案理由です。

教育委員会の附属機関として我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会を設置するため提案するものです。

議案書の11ページをお開きください。

別表に、我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会を加えるものです。

これは、五本松運動広場整備事業に伴い、総合評価方式による事業者選定の審査を行うため、事業者の選考基準や提案内容の審査、最優秀提案者の選定、そのほか必要な事項について調査・審議するものです。

委員の定数は5名以内、委員の任期は調査・審議が終了するまでとしています。

議案書12ページをお開きください。

我孫子市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

先ほど御説明させていただいた我孫子市五本松運動広場整備事業者選定委員会の委員の報酬として日額9,000円を加えたものになります。

この条例は公布の日から施行するものとします。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第4号に対する質疑を打ち切ります。

議案第5号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、当局の説明を求めます。

○国保年金課長補佐（成嶋克佳君） 議案第5号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について御説明いたします。

議案書の13ページをお開きください。

広域連合が規約を変更する場合には、地方自治法第291条の3第1項の規定により、関係地方公共団体と協議し、都道府県知事の許可を受けていることになっています。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

この協議に当たっては、地方自治法第291条の11の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を得る必要があります。

提案理由を御覧ください。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため提案するものです。

マイナンバーカードと、健康保険証の一体化により、本年12月2日から被保険者証及び資格証明書の新規発行はされなくなり、マイナンバーカードに健康保険証の利用登録を行ったマイナ保険証を取得していない被保険者には、保険診療を受けられるよう保険者が資格確認書を発行することになります。このことに伴い、広域連合規約の改正が必要となったものです。

それでは、規約の一部を改正する内容につきまして御説明いたします。

議案書の14ページを御覧ください。

広域連合規約の別表第1は、関係市町村において行う事務について定められています。この別表第1中、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改正するものです。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第5号に対する質疑を打ち切ります。

議案第7号、令和6年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、当局の説明を求めます。

○国保年金課長補佐（廣瀬弘忠君） それでは、議案第7号、令和6年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書の79ページをお開きください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ119億4,057万7,000円とするものです。

それでは、事項別明細書に基づいて御説明いたします。

初めに、当初予算につきましては、国保広域化に伴い、国が示した本係数に基づき県が算定した数字の反映が間に合わなかったため、仮係数に基づき予算編成を行いました。今回の補正において、本係数による算定数値の予算への反映を行うとともに、令和5年度決算に伴う繰越金の調整や赤字額の確定による前年度繰上充用金の減額などを行うものです。

87ページをお開きください。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

初めに歳入です。

款1項1目1一般被保険者国民健康保険税のうち、節1現年課税分につきましては、当初賦課決定に伴い2,775万5,000円を増額するものです。

節2滞納繰越分につきましては、滞納繰越額の下方修正に伴い1,525万1,000円を減額するものです。

款3項1目1保険給付費等交付金の節2保険給付費等交付金（特別交付金）につきましては、特定健康診査等負担金の交付申請に伴い304万2,000円を減額するものです。

款4項1目1一般会計繰入金のうち、節4職員給与費等繰入金につきましては、今年度の人事異動等に伴い2,058万8,000円を減額するものです。

節7財政安定化支援事業繰入金につきましては、総務省通知に基づく算定結果に伴い235万6,000円を増額するものです。

89ページをお開きください。

節8その他一般会計繰入金につきましては、前年度繰上充用金の確定に伴う減があるものの、本係数の算定に伴う事業費納付金の増に伴い1,934万7,000円を増額するものです。

款5項1目1前年度繰越金につきましては、令和5年度の繰越金額の確定により1,000万円を減額するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

91ページをお開きください。

款1項1目1の一般管理費のうち、右側ページの説明欄1つ目の丸、一般職人件費は、今年度の人事異動に伴い1,781万4,000円を減額するものです。

その下の丸、会計年度任用職員人件費（パートタイム）は、雇用保険支払額が見込みよりも少なかったことなどにより10万5,000円を減額するものです。

項2目1賦課徴収費は、共同収納手数料負担金の確定に伴い76万6,000円を減額するものです。

款3項1目1一般被保険者医療給付費分につきましては、本係数の算定に伴う納付金の確定により2,595万1,000円を増額するものです。

93ページをお開きください。

項2目1一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましては、本係数の算定に伴う納付金の確定により106万3,000円を減額するものです。

項3目1介護納付金分につきましては、本件数の算定に伴う納付金の確定により1,062万円を増額するものです。

款4項1目1保健衛生普及費は、データヘルス計画に基づく保健事業委託料のうち、糖尿病性腎

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

症重症化予防事業等対象者抽出分析事業委託料について、入札により当初見込みよりも安価に契約できたことなどにより138万9,000円を減額するものです。

項2目1特定健康診査等事業費につきましては、健康づくり支援課への執行委任により、実施している特定健診特定保健指導等事業において、特定健診受診券作成業務委託料が入札の結果安価に契約できたことにより、一般会計への繰出金190万3,000円を減額するものです。

95ページをお開きください。

款7項1目1前年度繰上充用金につきましては、令和5年度の赤字額の確定に伴い1,295万4,000円を減額するものです。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第7号に対する質疑を打ち切ります。

議案第8号、令和6年度我孫子市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、当局の説明を求めます。

○介護保険室長（茅野強君） 議案第8号、令和6年度我孫子市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の101ページをお開きください。

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億4,283万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億283万7,000円にしようとするものです。

今回の補正予算では、主に令和5年度決算に伴い、国県支払基金及び市からの補助金・負担金について精算を行うため、歳入においては、追加交付となる補助金・負担金を計上するとともに、歳出では、過大交付となった補助金・負担金について返還するための償還金を計上するものです。

それでは、事項別明細書に沿って主な内容を御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたします。

111ページをお開きください。

上段、款3項1支払基金交付金は、目1介護給付費交付金、目2地域支援事業支援交付金について、令和5年度の精算に伴い、追加交付となる757万4,000円と135万円をそれぞれ増額するものです。

中段、款6項1一般会計繰入金は、目4低所得者保険料軽減繰入金について、令和5年度の精算に伴い、追加交付となる900万4,000円を増額するものです。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

その下、目5その他一般会計繰入金は、節1職員給与費等一般会計繰入金について、令和6年4月の人事異動に伴い、一般職人件費として1,370万6,000円を減額するものです。

下段、款7項1目1繰越金は、令和5年度の決算に伴い1億3,861万5,000円を増額するものです。

次に、歳出について御説明申し上げます。

113ページをお開きください。

上段、款1項1目1一般管理費は、説明欄1つ目の丸、一般職人件費（一般管理費）について、令和6年4月の人事異動に伴い1,344万5,000円を減額するものです。

中段、款4項1目1介護保険財政調整基金積立金は、令和5年度決算に伴い、介護保険財政調整基金へ積み立てるため5,908万円を増額するものです。

今回の補正により、基金積立額残高は15億1,482万4,000円となります。

下段、款5項1目2償還費は、令和5年度決算に伴い、過大交付となった介護給付費や地域支援事業費に係る負担金交付金について国・県へ償還するため、6,362万4,000円を増額するものです。

115ページをお開きください。

款5項3目1一般会計繰出金は、令和5年度決算に伴い、過大交付となった介護給付費地域支援事業費に係る負担金や事務費について市へ償還するため、3,383万9,000円を増額するものです。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第8号に対する質疑を打ち切ります。

議案第9号、令和6年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、当局の説明を求めます。

○国保年金課長補佐（成嶋克佳君） それでは、議案第9号、令和6年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算の125ページをお開きください。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ560万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ27億2,160万5,000円とするものです。

それでは、事項別明細書に基づいて御説明いたします。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

133ページをお開きください。

初めに歳入です。

款2項1目2のその他一般会計繰入金の節1職員給与費等一般会計繰入金は、今年度の人事異動による職員給与費等の減額に伴い259万1,000円の減額を行うものです。

款3項1目1の繰越金については、令和5年度の繰越金額の確定により819万6,000円の増額を行うものです。これにより、前年度繰越金の総額は1,319万6,000円となります。

次に、歳出について御説明いたします。

135ページをお開きください。

款1項1目1の一般管理費のうち、一般職人件費については、今年度の人事異動に伴い、合わせて259万1,000円を減額するものです。

款4項1目1予備費の819万6,000円については、財源不足ややむを得ない理由に生じた経費などの財源調整として増額するものです。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第9号に対する質疑を打ち切ります。

議案第17号、我孫子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○国保年金課長補佐（廣瀬弘忠君） 議案第17号、我孫子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書21ページをお開きください。

提案理由ですが、令和6年12月2日に健康保険証がマイナンバーカードを基本とする仕組みへ移行し、被保険者証を交付することがなくなるため、罰則から被保険者証の返還の求めに応じない場合を削除するために提案するものです。

それでは、条例の一部を改正する内容につきまして御説明いたします。

議案書22ページを御覧ください。

第10条につきまして、国民健康保険法第9条第3項もしくは第4項の規定により「被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削除するとともに、引用する同法第9項が第5項に繰上げられたことから、条文を整備するものです。

なお、この条例は令和6年12月2日から施行します。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○委員長（内田美恵子君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

議案第17号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時24分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

議案に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

これより順次採決いたします。

議案第2号、我孫子市西部福祉センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（内田美恵子君） 起立多数と認めます。

よって、議案第2号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第7号、令和6年度我孫子市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（内田美恵子君） 起立多数と認めます。

よって、議案第7号は可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第8号、議案第9号及び議案第17号につきまして、一括して採決いたします。

議案第3号、我孫子市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、我孫子市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第8号、令和6年度我孫子市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第9号、令和6年度我孫子市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第17号、我孫子市

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、以上議案 6 件について、原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○委員長（内田美恵子君） 起立全員と認めます。

よって、各議案は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 1 1 時 2 6 分休憩

午前 1 1 時 3 2 分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

これより所管事項に対する質問に入ります。

初めに、生涯学習部に対する質問をお願いします。

○委員（江川克哉君） 市内の運動施設の熱中症対策についてお尋ねします。

御存じのように非常にここ数年間異常な暑さが続いていまして、熱中症になった方がどのぐらいいるのかはちょっと私も把握していない限りなんですけれども、非常に屋外で運動したりとか、あとは冷房施設がないような施設では、非常に危険な状況ではないかというふうに考えられるんですけども、市内運動施設の熱中症対策について、どのようにお考えなのかお示してください。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 現在、市民体育館では、熱中症警戒アラートが発令された場合、その旨を入りに表示し、利用者に注意喚起をしています。

また屋内では、WBGT 25 度以上になった場合、メインアリーナ、サブアリーナでは熱中症予防のため送風機を起動しております。なお、屋内では WBGT 25 度以上、屋外体育施設では 28 度以上になった場合、利用者の意思でキャンセルをされるということになったとしても、きちんと連絡をいただければ利用料金の負担を求めないこととしています。

それから今、学校開放ということで中学校の体育館等を市民が利用することも可能なのですが、6 月から 9 月の間、WBGT 28 度以上の場合は、受益者負担分として空調使用料を徴収しておりますが、エアコンを適切に利用していただけるということにしております。

○委員（江川克哉君） すみません、確認なんですけれども、今、市民体育館のメインアリーナとサブアリーナの送風ということなんですけど、私も現地見させていただいたんですけども、入り口のドアを開けて、換気扇で風を送るような形になさっていたようなんですけど、それとはまた別に何か送風機を設置されているということですか。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） メインアリーナには天井というか、屋根の内側のところに大型の送風機がついていまして、そこで風を送って、今、全体を通気をしてという状況にはなってお

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

ります。ただ、おっしゃるとおりエアコンはメインアリーナとサブアリーナに設置されていませんので、私どもといたしましては、できれば利用者からの声も非常に多いものですから、エアコンの設置等につなげられればとは考えているんですけれども、まずはできるところからやっというところ、今のところはテニスコートの早朝利用を朝7時から、涼しい時間帯がいいということとやっておりますので、そういった流れを、来年度については市民体育館の野球場にも拡大してやっというところ、できるところから進めていくというところ、今考えているところです。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。

すみません、屋内のことにまた戻ってしまうんですけれども、市民体育館のサブアリーナなんかは、御存じのように卓球とかあとはバドミントンとか、風があると競技に支障が出るような、そういったことをされている方が多いんですけれども、先ほどの御説明で小さいエアコンというんですかね、そういったことも検討されているということなんですけど、その点についてはまだこれからということでしょうか。

○文化・スポーツ課長（辻史郎君） 先ほどの御説明では、WBGT25度以上になった場合は、送風機を原則動かすということで考えてはいるんですけれども、利用者のほうからやはり、例えば球が浮いてしまうとか、シャトルが泳いでしまうとかという声もありますので、そこは利用者と調整しながら、そのときには無理にきかせるものではないという形にしています。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。

今も御説明の中にもありましたけれども、御利用者さんからもかなりそういった御意見が出ていますので、しっかりとした対策を検討していただけるようによろしくお願いします。

要望です。以上です。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

午前11時39分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

次に、教育総務部に対する質問をお願いします。

○委員（島田安子君） よろしくお願ひいたします。

議会の個人質問でもさせていただきました点、もう少々深くお伺いしたいと思ひまして、よろしくお願ひいたします。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

学校の新聞配備について、国が定めました第6次学校図書館図書整備等5か年計画ということについて質問をさせていただいたんですけれども、その中で、我孫子市は、現在19校あります小中学校に、小学校は13校中11校に新聞が2紙配備されていて、中学では6校中2校に新聞が3紙配備されているという御回答いただきました。

かなり我孫子市進んでいるなど私も御返答をいただいて思ったんですけれども、少しここについて質問させていただきたいと思うんですが、国としては、今年、目標を6次の2026年までに、小学校に2紙、中学校に3紙を配備して、そして児童・生徒への読解力のアップをとということで定めておりますけれども、今現在、我孫子市は、それについては毎日新聞が各学校に届けられ、そしてその支払いといいますか、そういったことに関しての状況はどのようにされているのかということをお伺いしたいと思います。

○学校教育課長補佐（蛭原弘治君） 市内小中学校19校なんですけれども、まず千葉日報の新聞を全ての学校のほうで毎日、朝刊という形で読んでもらっています。

あとそれと別に、今度は学校ごとなんですけれども、こちら読売とか、朝日新聞、毎日新聞等の子ども新聞というのも学校ごとに買っておりますので、ですからこの子ども新聞は学校の児童であったり先生方と確認しながら、紙類のメーカーというのを購入しております。

今度は支払いなんですけれども、千葉日報につきましては3か月とか半年ごとなんですけれどもその請求書が来ますので市の予算で購入をしております。伝票が回ってきて購入する形になります。

子ども新聞等につきましては、PTAの会費であったり、そういった形で学校独自で購入しているという場合もございます。

○委員（島田安子君） ありがとうございます。

国が推奨しておりますこの5か年計画については、新聞に対して単年度38億円という予算をということなんですけれども、この予算を使っているとかということなんでしょうか。

○指導課長補佐（塚田悠平君） こちらの国の地方財政措置38億円というのは、自治体のほうに交付税として入っているものですので、こちら一般財源として入ってきております。ですので、市としてはその一般財源の中から、学校に対して図書購入費という形で割り当てて、学校がその中で用途を決めているということになります。

○委員（島田安子君） ありがとうございます。

この議会の中でもちょっと御紹介をさせていただきました、一括で教育委員会がこれ。それも学校側も今、千葉日報を全学校がということでしたけれども、やり方としては学校の校長先生がという感じになるんでしょうか、自分の学校で読ませたい新聞をチョイスして、そしてその新聞を全部まとめて教育委員会が一括して新聞社に頼んで、そしてその支払いも一括で行っているというようなことも御紹介があったんですけれども、またそういったことも御検討いただけるという御返答で

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

したので、ぜひまた考えていただければなと思いました。

そしてその学校図書整備5か年計画の中で、新聞の複数整備のほかに、学校司書の配置というところにも、単年度243億円という財源を国は置くというようなことも言うておりました。私も我孫子市としては、我孫子市子どもの読書活動推進計画（第二次）の中で、学校司書の配備について書いてございました。

小学校には学校司書さんが週に2回、中学校では週1回ということでございましたけれども、こういった学校図書の、新聞を読んでいくということに関しては、学校司書さんであるとか、司書教諭さんのお力がとても大切だと思うんですけども、ここを増やしていくとかということはございますでしょうか。勤務日数を増やしていくよう努めるということで書いてございましたけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○指導課長（森谷朋子君） 今委員がおっしゃったように、小学校週2日、中学校週1日ということで配置しております。ただ、大きな学校、今年度三小、四小、根戸小につきましては、週3日行けるようにというふうにちょっと配慮をしたところです。

司書の人数というところでは、今のところ12名のままなんですけれども、新聞の配備となったときには、毎月学校司書の連絡会というのも行っておりまして、そういったところでも、今後の方向性を一緒に検討しながら、新聞活用についても話を入れながら進めていければいいかなというふうに思っております。

○委員（島田安子君） 子どもたちの力を伸ばしていく取組の一つだと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○委員（甲斐俊光君） 私、湖北小の体育館の延焼について、本当にもらい火というか、不幸な出来事が重なりまして体育館が延焼してしまっ。私もこの片づけのときにPTAとして参加させていただいて、先生方やOBの先生方も応援に、近くの中央学院高校の子も応援に来たのかな。応援に来て片づけさせていただきました。大変な被害だったなと、前のほうが燃えてピアノなども燃えて被害だったなと思うんですけど。心を痛めている方は、湖北小の卒業生だけじゃなくて、もう市内に結構いらっしやいまして、いろんなお助けをしたいと。あと、そういうような物的なものから、募金などもしたいと考えているんですけども、今、募金などホームページなどでもされている、もしくは現金を持たれている方いらっしやると思うんですけど、今どういう状況なのか教えてください。

○総務課長補佐（尾高由季子君） 今日現在、午前中で寄附のお申出をいただいた件数が112件、金額としては350万円以上のお申出をいただいているところでございます。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。1か月足らず、それぐらいの金額も頂いて、非常に心温まることだかと思います。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

私もホームページなどを見ているんですけども、まず最初にちょっと知り合いの方から言われたのは、ちば電子サービスのほうに飛んじゃうんですよね。私なんか登録しているので入れるんですけども、入れていない方もいらっしゃるみたいで、なんだ、これややこしくてできないよって、おじいさん、おばあさんのほうから私も怒られまして、もっと簡単にできないのかって言われているんですけど、その点の検討というのはいかがなんでしょうか。

○総務課長（高橋純君） 委員が今御指摘いただいたとおり、今、申込みにつきましては、ちば電子サービスから入っていただくか、もしくはホームページからお申出の様式をダウンロードしていただいて記入していただくような形となっております。

今できるいろいろな方法を考えてみたんですが、今のところこの2つの方法によることになっております。

○委員（甲斐俊光君） 例えば口座番号だけでも表示して、誰でも振込できるようにするとか、最近ではペイペイとかでもちゃんとした登録があればぱっと送れるようなシステムもありますし、今我孫子市はLINEも使っていますよね。LINEの送金だとか、そういうのもできないのかなと思っているんですけど、その点御検討いかがでしょうか。

○総務課長（高橋純君） 確かに電子決済とか、そういったものが使えれば、手間を取らずに寄附を頂くことができるんですけども、電子決済による寄附の申込みにつきまして、現在のところ税控除の証明書の発行ですとか、まだ調整しなければならない点がございます、現時点ではちょっとできない状況となっております。

○委員（江川克哉君） 湖北中学校の通学路の安全対策について質問をさせていただきます。

場所が国道356号の県営新木野団地入り口の交差点、丁字路になっているんですけども、そこが、主に南新木3丁目、4丁目から来る自転車の子たちが、湖北中のほうに行くのに県営新木野団地の丁字路を右に曲がろうとすると、今が、横断歩道を押して1回右に曲がって、もう一度左のほうに曲がってからじゃないと左側通行として自転車で通学できないという状況になっていまして、そうすると、非常にいわゆる歩行者だまりというんでしょうか、そこに自転車が五、六台しかたまることができなくて、急いでいる子たちなんかは車道にはみ出してしまったりしています。

その現状がありまして、それについて、まず教育総務部としては、その現状を御存じになっていきますでしょうか。

○学校教育課長（中野直美君） この件に関しましては、学校教育課としても承知しているところでもあります。

この件につきましては交通政策課のほうとも併せながら検討しているところなんですけれども、こちらのほう、現状を横断歩道の反対側の部分に自転車用信号があると承知しているところではあるんですけど、そちらの押しボタン式の自転車用信号なんですけれども、ここが自転車横断用の白線

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

等があるわけではないため、なかなか現状周知ができていないのじゃないかというところで、丁字路のところで直進した車が、左折する場合には横断歩道があるので横断者に注意をするであろうけれども、右折する際に自転車が通っていても気づかれないのではないかという不安を、ちょっと中学校のほうも持っているというところで、かえってあそこを中学生が渡ることは危険なのではないかということで、学校のほうも判断しておりまして、現状、湖北中学校としては一旦、自転車を降りて、道路交通法違反にならないように横断歩道は自転車を押して横断するという形で、子どもたちが車に巻き込まれないようにという配慮で行っているところでもあります。

ただし、そこがはみ出してしまっていて危険だということも承知しておりますので、信号のところが自転車が通る専用信号であるということをしかりと周知できるような形で整備ができないかということ、我孫子警察のほうにも要望したいなというふうなところで、今、交通政策課と検討を進めている段階でございます。

○委員（江川克哉君） ありがとうございます。

私も現場を見させていただいたんですけども、その自転車専用信号のところが、クモの巣が張っていて、全く誰も利用した形跡がなくて、現場も通学時間帯に私も見させてもらいましたらば、子どもたち、中学生はその信号の存在を全く知らずに、最初に右折をしているという状況がありますので、ぜひ警察とか交通政策課とも連携していただいて、あの信号を押して、ここを渡れば危険ではないですよというのを、中学校とも連携していただいて周知していただいて対策していただければと思いますので、何とぞよろしく申し上げます。

以上です。答弁は結構です。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 55 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

次に、健康福祉部に対する質問に入ります。

○委員（島田安子君） よろしくお願ひいたします。

私のほうからはHPVワクチンのキャッチアップ接種についてお伺いをしたいと思います。

なかなか進まないということで、今17歳から27歳までの方たちにも、キャッチアップ接種ということで推奨されておりますけれども、今現在の市の接種の状況はいかがでしょうか。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○健康づくり支援課長（根本久美子君） 1回目の接種になりますけれども、令和4年度5.7%、令和5年度5.6%という形で、県平均とほぼ同率という形になります。

○委員（島田安子君） やはりなかなか難しいというか、パーセンテージ的にも低いかなとも思うんですけども、今までこの周知についてはどのように行ってきたんでしょうか。

○健康づくり支援課長（根本久美子君） 令和4年4月1日にキャッチアップが再開されたという形になりまして、令和4年度は5月に打っていない方、未接種者全員にキャッチアップの制度についての周知をさせていただいております。

その後、令和5年に新しいワクチンが入りましたので、そこでも併せて未接種者全員に、新しいワクチンが入ったことも含めて周知という形になっています。

そして、9月までに接種しないと令和6年度中に3回の終了ができないので、最終の連絡という形で、令和6年5月に未接種者に再通知していますので、未接種者に対して3回接種勧奨の通知をしている形になります。

○委員（島田安子君） ありがとうございます。

お話のありましたように、令和7年3月31日までに公費の形で打ってもらうということだと、3回ということ、半年かかるということ、この9月が公費を使っただけのぎりぎりの接種であるということですが、先ほど令和5年度が5.6%ぐらいということでしたけれども、今現在はどれぐらいか。そこから3回の通知をされて、今年に入ってどれぐらい打っているかとか、その辺がもしお分かりでしたら、いかがでございましょうか。

○健康づくり支援課長（根本久美子君） まだ年度途中で詳細は出ていないんですけども、キャッチアップの方、1回目を接種したのが令和5年度は約350人になりますけれども、今年度につきましては7月末現在で547人という形になっておりますので、昨年度よりは接種者数が約倍以上になるかと思っております。

○委員（島田安子君） ありがとうございます。

9月末までに1回目を打たないと、公費の助成で接種ができないということですので、もう9月に入ってしまいましたけれども、一人でも多くの方が接種するよう、改めて再度の周知をしていただきたいと思うんですけども、いかがでございましょうか。

○健康づくり支援課長（根本久美子君） 一応最終の接種勧奨通知ということで、9月1日号の広報に周知という形で掲載させていただいております。

○委員（島田安子君） ありがとうございます。

私もここはちょっと勉強不足であれなんですけれども、これ10月以降の継続というのは何か情報といいますか、いかがでございましょうか。出ますでしょうか。

○健康づくり支援課長（根本久美子君） 10月以降の接種の勧奨につきましては、これから国の

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

説明会がある予定なので、それを受けて対応していきたいというふうに考えております。

○委員（島田安子君） ありがとうございます。

本当にあと半月ぐらいでしょうか、またこの9月1日の広報を見て一人でも多くの方が打ってもらえるように、周知のほうをまた進めていただければと思います。答弁結構です。

○委員（岩井康君） 私もそろそろ心配になってきているのが実は認知症です。私自身が、認知に近づいているというような気がして、どうも心配なんですけれども。

どこでもそうだと思うんですけれども、高齢化が進んでいく中で、我孫子でもやはりその認知症の問題が大きな課題になっていると思うんですね。そういう点では我孫子の状況はどうでしょうか。まず、そこら辺お知らせください。

○高齢者支援課長（長島公子君） 令和6年4月1日時点での市内の高齢者の認知症の状況なんですけれども、Ⅱa以上の何か問題があったりとか、あと何かなくしてしまったりとか、そういう方たち、出てきた時点での高齢者数は3,888人になります。

○委員（岩井康君） 3,888人というと、前年に比べてどのぐらいの違いが出ているのかというのと対策ですね。よろしくお願いします。

○高齢者支援課長（長島公子君） 令和5年の計画策定時の認知症については、4,096人になります。ただ、減ったということではなく、横ばいに推移している状況かなというふうに捉えています。

あと、認知症のほうの対策としましては、広報などでもお知らせしているんですけれども、9月21日はこれまで世界アルツハイマーデーということで、こちらも啓発のほうを行っていたんですけれども、今回令和6年1月に、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されまして、9月21日を認知症の日としまして、9月1日から30日までを認知症月間というふうに定めております。

市では、いろんな広報での啓発のほか、オレンジデーということで月曜日はオレンジのものを身につけて、認知症についてみんなで知っていこうという啓発であったりとか、あと11月頃には例年市内を認知症の方や御家族あとは支援者、地域の人が少しずつリレーをしながらバトンをつなぐRUN伴+あびこというのを開催していました。あと、認知症の講演会としては今年10月なんですけれども、健康いきいき講演会という枠の中で、認知症の市民への啓発ということで講演会のほうを予定しております。あとは認知症のいろいろ相談先だったり、そういう情報を一つにまとめた認知症のケアパスという我孫子市版ガイドブックというものを作りまして、そちらを配布して啓発を行っております。

○委員（岩井康君） これですね。この中にもあるんですけれども、最初の今日の2号議案、西部福祉センターでも認知症対策もやっていますよね。来年4月には一応西部のほうは終わるというこ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

とになりますから、今まで認知症対策をしていたところなんかを、形変わってというか、場所を替えてとか、いろんな方法で代替のやり方があると思うんですね。そのあたりどうですか。

○高齢者支援課長（長島公子君） 認知症についての啓発は広く行っているわけなんですけれども、今回の西部福祉センターの閉室といますか、そういうところについては、利用者さんの状況をこちらのほうでも確認しておりまして、あとは指定管理者のほうでも何か認知機能に心配がある方などがいましたら、そちらのほうは連携して市のほうに御連絡いただいて、なんでも相談室が関わったりしています。そのような形で、個別での関わり、そこのほうを逃さないように丁寧にしていきたいというふうに考えております。

○委員（芝田真代君） すみません、一般質問に準じて質問させていただきたいんですけれども、11月9日開催の福祉のしごと相談会について質問させていただきます。

こちら20もの施設の方々が、従事者確保のために一斉に集まってする相談会を初めて開催されるということで、従事者確保にすごく期待が持たれる会になると思うんですけれども、担当課の皆様のいらっしゃる方の集客の目標値を教えてください。

○介護保険室長（茅野強君） 特に、今回初めてということで、何人かということは、なるべく多くの方にお越しいただきたいと思っております。

一つ指標となる数値がございまして、柏市で毎年10月に福祉のしごと相談会を開催しているんですけれども、柏市ですとおおむね100名前後の方が毎年御来場いただけるということですので、私どもも100名を目標に取り組みでいきたいと思っております。

○委員（芝田真代君） 御答弁いただきましてありがとうございます。

私も20の施設がいらっしゃるということだったので、時間に応じて緩やかになりつつも、1チーム大体5人は対応していただける、100名前後がいい数字だなと思っていたので、御回答いただけてとても心強いです。ぜひ全力で盛り上げていただきたいと思うのと同時に、今回の「広報あびこ」に載っていたまち活フェスとか、あと福祉まつりといった福祉事業にとっても目の行きやすいイベントが我孫子市は多く開催されているので、今、前述ありましたオレンジデーなんかもその一環だと思うんですけれども、そのようなイベントと絡めてぜひ開催していただけると、今後より介護の仕事に対しても、介護をするということに対しても、視野が向けられていくのではないかなと感じます。そのあたりはいかがでしょうか。

○介護保険室長（茅野強君） 当初、私どもが福祉の仕事の相談会の日程を検討する段階で、やはり委員御指摘のとおり、何らかの福祉のイベントと一緒に抱き合わせで開催できれば、集客を見込めるのではないかとということで検討してまいりました。

実は、翌週の11月16日だったかと思うんですけれども、けやきプラザのほうで福祉機器展が開催される見込みとなっております、当初は福祉機器展と抱き合わせで開催を検討していたとこ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

るだったんですけれども、会場の都合でどうしてもその日は取れないということで、今回は前の週に開催をさせていただくことになりました。

もし翌年度以降、開催ということであれば、やはり委員御指摘のとおりイベントと抱き合わせで開催のほうも検討してまいりたいと思っております。

○委員（芝田真代君） 御答弁いただきましてありがとうございます。

抱き合わせの開催を検討いただけるということで、20の今回関わってくださる方々が、ぜひ次年度に向けてまた期待の持てるような、次につながるような開催を、ぜひ目指していただきたいと思います。

御答弁いただきましてありがとうございます。答弁結構です。

○委員（岩井康君） 認知症の次はフレイルですね。フレイルについて、実際今状況どうなっているかということ、これもお知らせください。

○高齢者支援課長（長島公子君） 高齢者支援課のほうでは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業というのを行っております。健康状態不明者ということで健診を受けていない、医療を受診していない、あとは介護保険未認定という、そういった対象の方に、こちらのほうから訪問などを行って健康状態を確認したりということを行っているんですけれども、それが個別の対応という形になりまして、あとはオペレーションアプローチとして、フレイルになっているとかそういう形ではなくて、予防という形で市内のきらめきデイサービスとか、あとは出前講座などを利用してフレイルについて啓発を行っています。

実際にフレイルの方が何人いるかというところは、ちょっと把握はしていないんですけれども、要介護状態にならないように、そのように個別と集団で対応しているような状況になっています。

○委員（岩井康君） ありがとうございます。

例えばきらめきデイサービス等については、そういったフレイル対応できるような、そういった教育といいますか、そういった対策というのはされているんですか。

○高齢者支援課長（長島公子君） きらめきデイサービスや出前講座などで、簡易フレイルチェックということで、ふくらはぎの太さを自分で測る形とか、あと嚥下のほうを自己チェックできるような、そういう簡易フレイルチェックというのを行うような形を取れるように、きらめきデイサービスの代表の方や、あとふれあいサロンのほうにも働きかけを行って取り組んでいます。

○委員（岩井康君） そういった認知、フレイル、こういったことに関連してもう一方では、我孫子後見支援センターがあるわけですが、このあたりについては今どういう状況になっていましょうかね。

○社会福祉課長（小池斉君） 後見支援センターにつきましてですが、今後、我孫子市において、成年後見に関する専門的な相談をもっと受けやすくしたい、成年後見は本当に必要な制度ですので、

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

これをもっと広く進めていくということで、我孫子市において成年後見の中核機関を設置したいということで、その内容というか方法について検討を進めているところでございまして、現在我孫子市成年後見制度利用促進検討委員会というのを立ち上げまして、こちらでそういった内容について検討を進めているところでございます。

直近では、今年度8月13日にその委員会を開催いたしまして、専門の方々から御意見をいただいて今後の我孫子の進め方について検討しているところでございます。

○委員（岩井康君） ありがとうございます。

それで、御家族等がないといいますか、身内の方がいらっしゃらない場合なんか市長申立てをしますよね。現在は我孫子では市長申立ては何件ぐらいになっているんですか。

○委員長（内田美恵子君） 暫時休憩します。

午後1時21分休憩

午後1時21分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開します。

○障害者支援課長補佐（松本拓馬君） 市長申立ての件数については、令和5年度が5件、令和4年度が2件、令和3年度が5件、直近の数字としては以上ようになります。

○委員（岩井康君） ありがとうございます。

これ、今伺ったところによると、少し数は減っているんですかね。そのあたりどうですか。

○障害者支援課長補佐（松本拓馬君） 年によって申立ての件数というのはばらつきがありまして、令和3年度は5件と多かったんですけども、その前の年度は2件となっておりますので、全体の傾向としては横ばいのように思います。

○委員（岩井康君） ありがとうございます。

次、いいですか。

○委員長（内田美恵子君） ちょっと待ってください。

暫時休憩します。

午後1時22分休憩

午後1時22分開議

○委員長（内田美恵子君） 再開いたします。

○高齢者支援課長（長島公子君） 高齢者の市長申立てについては、令和4年度17件、令和5年度10件、令和6年は8月末現在で4件になります。

○委員（岩井康君） ありがとうございます。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

最後の質問ですけれども、最近の新聞で行方不明者が県内で500人を超えているという報道がありました。実際に見つかっていないんですね。そういうところで、防災無線等々を使って探してくださいとお願いをしますよね。ところが実際には、なかなか、朝放送されても、夕方になってもなかなか見つからなかったとかあるんですが、その際にGPS、徘徊探知システムですね、このGPSを貸し出しているというふうになっているわけですけれども、実際今どのような活用を、活用の実態はどうでしょうか。

○高齢者支援課主幹（三井美穂君） GPSにつきましては、令和5年度延べ利用者数は149名、延べの実利用者数は19名となっています。こちら実質、恐らくいなくなっちゃうとインターネットとかで、何十回、30回とか探していたりとか、ただ5回の時もありますし、それぞれになります。

○委員（岩井康君） 149名というのは登録者数ですね。

○高齢者支援課主幹（三井美穂君） 149名は延べ利用者数で、実質19名の方になります。

例えば4月から9月で終わっちゃう人もいたりするんですけど、そういう人をカウント1として、そうすると年間で、令和5年度だと19名の方が利用しました。ただ、延べ利用回数って、1か月、その人を1人とカウントして、それを1年間ということだと149名が利用していたという、そういうカウントになります。

○委員（岩井康君） ありがとうございます。

最初に申し上げたように500名以上の方が県内で行方不明で見つからないという、こうだったのでびっくりしちゃったんですね。本当に我孫子大丈夫かなと、どのようになっているのかなって心配してお聞きしたんですけども、その報道に比べれば少しはいいかなという感じはしますけれども。ぜひこのあたりについて、これまで以上に強めていただきたいと思います。

私のほうからは以上です。

○委員長（内田美恵子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（内田美恵子君） ないようですので、所管事項に対する質問を打ち切ります。

以上で本委員会を散会いたします。

午後1時27分散会